



# DV(ドメスティックバイオレンス)に悩んでいませんか

DVとは、配偶者やパートナー(事実婚や元配偶者も含む)など、男女間の親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。

また、交際相手からの暴力のことをデートDVと呼んでいます。性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されることではありません。



◆平成28年度市民アンケート調査から調査結果によると、DVを一度でも受けた経験がある人は6・4%で、被害者は男性よりも女性が多い傾向にあります。

また、DV被害について相談できた人は約半数でした。「自分さえ我慢すれば何とかやっつけていける」「相談するほどのことでもない」などの理由で相談できない人もおり、DVの問題が潜在化していることがうかがえます。

## ◆夫婦げんかとDVはどう違う？

夫婦げんかは、本来対等な関係で生活している夫婦が、お互いの主張をする時に、激しい言葉で言い合うような一過性のけんかです。

DVは、力の強い方が力の弱い方を一方的に支配する(自分の思うようにする)関係があることをいいます。力とは、身体的な力だけでなく、経済的な力、立場など、さまざまな力関係を意味し、相手を支配するための手段として暴力が用いられている

## ◆子どもへの影響

子どもの目の前で暴力をふるう、子どもを盾にして脅すことは、子どもに対して精神的ダメージを与える行為であり、心理的虐待にあたります。

子どもは、自分の目の前で暴力がふるわれると、「自分が悪いからだ」「自分は大切な存在ではないからだ」と不安が高まり、自信を失います。その結果、園や学校生活での不適応や社会人になっても良好な人間関係を築くことができなくなります。

また、問題を暴力で解決しようとしたり、将来DVの加害者や被害者になったりするなどの影響を与えます。

## DVの形態

### ●身体的暴力

殴る、蹴る、叩く、首を絞める、髪の毛を引っ張る、物を投げつける



### ●精神的虐待

怒鳴る、ののしる、侮辱する、脅す、無視をする、携帯電話などの履歴をチェックする、人付き合いを制限する



### ●性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、アダルトビデオなどを無理やり見せる

### ●経済的暴力

生活費を渡さない、借金を強要する、働きに行くことを過度に制限する

## ◆一人で悩まないで相談を

被害者には、「逃げたら何をされるかわからない」という強い恐怖心、親しい関係の中で起こる「暴力がないときが本当の相手だ」といった思い、加害者と離れることにより生活の基盤を失うことへの不安を抱く方がいます。そのような理由で、相談できずにいませんか。

DVの被害でお悩みの方は、プライバシーは配慮され、秘密は厳守される左の相談窓口までお気軽にご連絡ください。

## DVの相談窓口

◎子育て支援課 ☎23 3513

【休日・夜間】 ☎22 1111

## ◎愛知県女性相談センター

【女性相談員による相談】

☎(052)9622557

【弁護士による専門相談】

☎(052)9622558

【東三河駐在室】

☎(0532)545111

※詳細は県HPでご確認ください。

http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/0000012699.html